

事業実施の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(施設の帰属)

第五条 この要綱によつて施行された事業により設けられた工作物及び植栽木等は、その土地の所有者又はその土地について権利を有する者に帰属するものとする。(土地所有者等の義務)

第六条 前項の工作物及び植栽木について、その土地の所有者又はその土地について権利を有する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 工作物又は植栽木の保護管理
- 二 火災の予防又は消防
- 三 盗伐、誤伐、侵墾その他加害行為の予防又は防止
- 四 有害鳥獣の駆除

2 知事は、前各号の実施に関し、必要と認めるときは、その方法を指示することができる。

(報告の義務)

第七条 県単治山事業の施行により設けられた工作物及

び植栽木等が、災害その他によつて破損されたときは、市町村長は、その旨をすみやかに知事に報告しなければならない。

(提出書類の経由等)

第八条 この要綱によつて知事に提出する書類は、その地域を管理する地方農林振興局長を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和三十七年度から適用する。

別 表 県単治山事業採択基準

一 県単治山事業は、国庫補助の対象とならない荒廢地の復旧及び荒廢のおそれのある林地の予防工事(以下「小規模荒廢地復旧工事」という。)並びに治山施設の災害復旧工事及び維持工事(以下「治山施設災害復旧工事」という。)であつて、公共の利益の保護、林業生産基盤の確保及び民生安定の見地から必要と認められるものうち、次の各号の一に該当するものについて採択する。

(1) 小規模荒廢地復旧工事

一 箇所の工事費が十万円以上八十万円未満であつて、次の(イ)から(ロ)までのいずれかに該当するもの。

- (イ) 鉄道、道路若しくはその附帯施設に被害を与え、又は与えようと認められるもの
- (ロ) 官公署、学校、病院等公共施設又は重要産業施設等に被害を与え、又は与えようと認められるもの
- (ハ) 重要な溜池、用排水施設又は河川施設に直接被害を与え、又は与えようと認められるもの
- (ニ) 人家二戸以上に直接被害を与え、又は与えようと認められるもの
- (ホ) 農地二、〇ヘクタール以上に直接被害を与え、又は与えようと認められるもの(農地二、〇ヘクタール以下であつても当該地域に存在する人家に与える被害を考慮し、それが農地二、〇ヘクタール以上の被害に相当すると認められるものを含む。)
- (ニ) 国庫補助事業に関連して行なう工事
- (イ) その他知事が必要と認めるもの

(2) 治山施設災害復旧工事

県の維持管理に係る既設治山工作物の災害復旧工事及び維持工事で一箇所の工事が十五万円未満のもの

二 次の各号の一に該当するものは採択しない。

- (1) 森林経営上の不当行為に起因するもの
 - (2) 土石等の採取に起因する山地の荒廢で、その復旧が当然原因者の責と認められるもの
- ただし、(1)及び(2)で原因者と被害者との話し合いが不調の場合は、その状況、経過等を勘案して採択することができる。
- (3) 復旧工事費に比し、経済効果の小なるもの
 - (4) あきらかに他事業で維持管理する必要のあるもの

様式第一号

県単治山事業施行申請書

鳥取県知事

殿

年 月 日

鳥取県 郡市 町村

氏 名

下記の箇所について県単治山事業を施行していただきたく土地使用承諾書を添えて申請します。

1 施行箇所	郡市	町大字	字
2 面積			ha
3 土地所有者	郡市	町大字	氏名
4 施行理由			

様式第二号

土地使用承諾書

- 1 施行箇所
 - 2 地目並びに面積
 - 3 土地使用見込面積
 - 4 土地に権利者があるときはその氏名(又は土地所有者氏名)
- 前記の土地について県単治山事業施行のため、下記に

より土地を使用されることを承諾します。

土地所有者(又は権利者)

年	月	日
住所	氏名	印
鳥取県知事	殿	

記

- 1 使用期間は県単治山事業施行期間とする。
- 2 事業の施行については、できるだけ協力し妨げとなるような行為はしない。
- 3 事業の施行に必要な土地の形質の変更、立木の伐採、採取等に異議がない。
- 4 事業の施行により工作物を設けられることに異議がない。
- 5 事業の施行地に対する所有権、地上権、その他土地に附随する権利を売却又は譲渡する場合は、前号を買受人に承継させる。

鳥取県告示第六百三号

次の土地は、昭和三十七年十一月九日から公用を廃止した。

昭和三十七年十一月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県知事職務代理者	鳥取県厚生部長 鈴木晃
場所	所 地目 面積
東伯郡泊村字屋敷七四七番地先	道路敷 二一、二八平方メートル

鳥取県告示第六百四号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三三号)第三条第一項の規定に基づき、昭和三十七年産の政府に売り渡すべき米穀の売り渡し時期を次のように定めたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

昭和三十七年十一月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県厚生部長 鈴木晃
昭和三十八年二月二十八日

鳥取県告示六百五号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十七年十一月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県厚生部長 鈴木晃

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 鶏。種鶏及び種鶏と同一構内で飼育している鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法 ひな白痢急速診断液

別表	ひな白痢検査
実施期日	実施区域
十一月十九日	東伯町八橋
	実施場所
	近藤種鶏場

二十日	尾崎	尾崎	若原	藤井	天野	山口	林原豊	林原孝	徳本	山田	盛山	河本	米原	西田	長谷川	山根	日野	牧田	米田	加賀田清博
二十一日	川中	谷口	今島	麦木	杉原	杉原	杉原	尾崎	才岡	八藤	小林	飯田	藤田	藤田	小林	若桜町中原	河原町小河内	漆原	漆原	加賀田政枝
二十二日	若原	藤井	天野	山口	林原豊	林原孝	徳本	山田	盛山	河本	米原	西田	長谷川	山根	日野	牧田	米田	加賀田清博	再査	加賀田清博
二十三日	尾崎	若原	藤井	天野	山口	林原豊	林原孝	徳本	山田	盛山	河本	米原	西田	長谷川	山根	日野	牧田	米田	加賀田清博	加賀田清博
二十四日	尾崎	若原	藤井	天野	山口	林原豊	林原孝	徳本	山田	盛山	河本	米原	西田	長谷川	山根	日野	牧田	米田	加賀田清博	加賀田清博
二十五日	尾崎	若原	藤井	天野	山口	林原豊	林原孝	徳本	山田	盛山	河本	米原	西田	長谷川	山根	日野	牧田	米田	加賀田清博	加賀田清博
二十六日	尾崎	若原	藤井	天野	山口	林原豊	林原孝	徳本	山田	盛山	河本	米原	西田	長谷川	山根	日野	牧田	米田	加賀田清博	加賀田清博
二十七日	尾崎	若原	藤井	天野	山口	林原豊	林原孝	徳本	山田	盛山	河本	米原	西田	長谷川	山根	日野	牧田	米田	加賀田清博	加賀田清博
二十八日	尾崎	若原	藤井	天野	山口	林原豊	林原孝	徳本	山田	盛山	河本	米原	西田	長谷川	山根	日野	牧田	米田	加賀田清博	加賀田清博
二十九日	尾崎	若原	藤井	天野	山口	林原豊	林原孝	徳本	山田	盛山	河本	米原	西田	長谷川	山根	日野	牧田	米田	加賀田清博	加賀田清博
三十日	尾崎	若原	藤井	天野	山口	林原豊	林原孝	徳本	山田	盛山	河本	米原	西田	長谷川	山根	日野	牧田	米田	加賀田清博	加賀田清博

二十日	尾崎	尾崎	若原	藤井	天野	山口	林原豊	林原孝	徳本	山田	盛山	河本	米原	西田	長谷川	山根	日野	牧田	米田	加賀田清博
二十一日	川中	谷口	今島	麦木	杉原	杉原	杉原	尾崎	才岡	八藤	小林	飯田	藤田	藤田	小林	若桜町中原	河原町小河内	漆原	漆原	加賀田政枝
二十二日	尾崎	若原	藤井	天野	山口	林原豊	林原孝	徳本	山田	盛山	河本	米原	西田	長谷川	山根	日野	牧田	米田	加賀田清博	加賀田清博
二十三日	尾崎	若原	藤井	天野	山口	林原豊	林原孝	徳本	山田	盛山	河本	米原	西田	長谷川	山根	日野	牧田	米田	加賀田清博	加賀田清博
二十四日	尾崎	若原	藤井	天野	山口	林原豊	林原孝	徳本	山田	盛山	河本	米原	西田	長谷川	山根	日野	牧田	米田	加賀田清博	加賀田清博
二十五日	尾崎	若原	藤井	天野	山口	林原豊	林原孝	徳本	山田	盛山	河本	米原	西田	長谷川	山根	日野	牧田	米田	加賀田清博	加賀田清博
二十六日	尾崎	若原	藤井	天野	山口	林原豊	林原孝	徳本	山田	盛山	河本	米原	西田	長谷川	山根	日野	牧田	米田	加賀田清博	加賀田清博
二十七日	尾崎	若原	藤井	天野	山口	林原豊	林原孝	徳本	山田	盛山	河本	米原	西田	長谷川	山根	日野	牧田	米田	加賀田清博	加賀田清博
二十八日	尾崎	若原	藤井	天野	山口	林原豊	林原孝	徳本	山田	盛山	河本	米原	西田	長谷川	山根	日野	牧田	米田	加賀田清博	加賀田清博
二十九日	尾崎	若原	藤井	天野	山口	林原豊	林原孝	徳本	山田	盛山	河本	米原	西田	長谷川	山根	日野	牧田	米田	加賀田清博	加賀田清博
三十日	尾崎	若原	藤井	天野	山口	林原豊	林原孝	徳本	山田	盛山	河本	米原	西田	長谷川	山根	日野	牧田	米田	加賀田清博	加賀田清博

公告

昭和三十七年十一月五日委員会で決定した鳥取県職員採用初級試験の合格者を次のとおり公告する。

昭和三十七年十一月九日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

一般事務職(A)

受験番号 氏名 受験番号 氏名

二十六日	漆原 正	若桜町中原	二六
二十七日	林 宏茂	船岡町下野	二七
二十八日	川原 芳平	郡家町市場	二八
二十九日	竹内 清	八東町下徳丸	二九
二十九日	森岡弥寿夫	郡家町大坪	三〇
二十九日	池本 兵治	池田	三一
二十九日	山崎 豊秋	八東町富枝	三二
三十日	大久保善行	八東町富枝	三三

一〇七三	里田 妙子	一三〇	金岡 淑恵
一四七	馬場美智子	一二六	花田 朋子
一一一五	森 薫	一〇四九	建部美壬子
一〇七五	岡田 初枝	一〇三	林 美紗子
一一八	山下恵美子	二三〇	田中 幸子
一〇七七	伊藤 晃子	一三二	梶川太佳子
二七八	井上 邦子	一〇八三	鹿田美和子

(以上一四人)

一般事務職(B)	受験番号 氏名	受験番号 氏名	
八八	川口 工公	八二	松下 寿彦
一六三	笠田 勇	九五	森本 泰弘
二四一	田中 勝弘	一〇四五	藤堂 裕基
一	三ツ中義雄	一二三	衣川 和人
二七	山口 讓	三六	間野 政伸
八六	兜金 隆	九四	村上 登亮
二〇九	安住 英勝	一〇二九	石田 順啓
一〇三四	倉本 稔	五五	漆原 英夫

受験番号	氏名	職業	受験番号	氏名
一〇七	沢 洋一		一〇三二	福光 信由
一八五	佃 洋一		一〇一六	古井 敏彦
二三	岡崎 真		六三	浜本 隆昭
九〇	山本 仁美		一〇七〇	神宮 節男
一〇七一	井上 仁志		一九九	北村 晃
一〇八四	淀川 博史		八	山本 晨一
七五	田中 誠		一一一	小林 忠夫
九八	大谷 邦彦		一〇六四	渡 登喜男
一二六	若荷 主吉		一五五	馬壁聰之介
一五九	岸本 紘明		一七三	田村恵三郎
一〇七三	奥田 浩吉		四二	桜井 勝春
一三七	福島 将之		一〇〇一	梅原 洋司
一〇四七	安部 正		六〇	東田 力松
一四二	坪内 弘幸		一〇六九	森田 毅
四八	松岡 久男		一三〇	小谷登紀雄
一六八	高橋潤一郎		一〇一七	島川 正文
				(以上四八人)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

農業土木職	受験番号	氏名	受験番号	氏名
九 津村 輝臣			五 阿黒 滋	
一 滝川 忠			二 小林 敏克	
			(以上四人)	
受験番号	氏名	受験番号	氏名	
一七	松尾 正成	二	田中 義昭	
一六	田中 春行	一五	清水 勲	
二四	浦島 芳雄		(以上五人)	

内訓甲

鳥取県内訓甲第五号

庁 中 一 般
甲 類 附 属 機 関
地 方 機 関

鳥取県給与集中事務取扱規程の一部を次のように改正し、昭和三十七年十月一日から適用する。

昭和三十七年十一月九日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県厚生部長 鈴木 晃

第十五条第二項中「集中経理係長」を「給与経理室長」に改める。

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷 鳥取県鳥取市栗谷町
定価 一部月極 二五〇円(配達料共)